

一般社団法人 理想の都市建設研究会

# 新たな中心市街地活性化制度について

平成26年6月17日

内閣官房地域活性化統合事務局

参事官補佐 横田 清泰

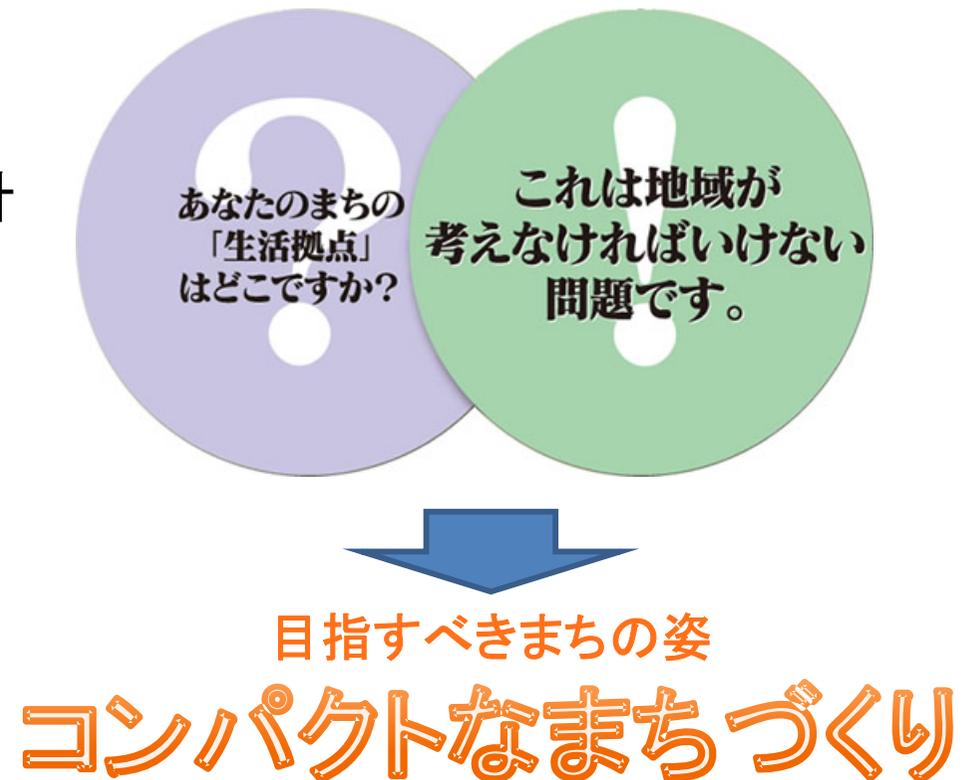
# 中心市街地をとりまく状況

## まちが抱える課題

- 少子高齢化社会を迎え、高齢者も含めた多くの人々が暮らしやすいまちにするには、車がなければ生活しにくい拡散型の都市構造に歯止めをかけ、人々がアクセスしやすい生活拠点をつくる必要がある。

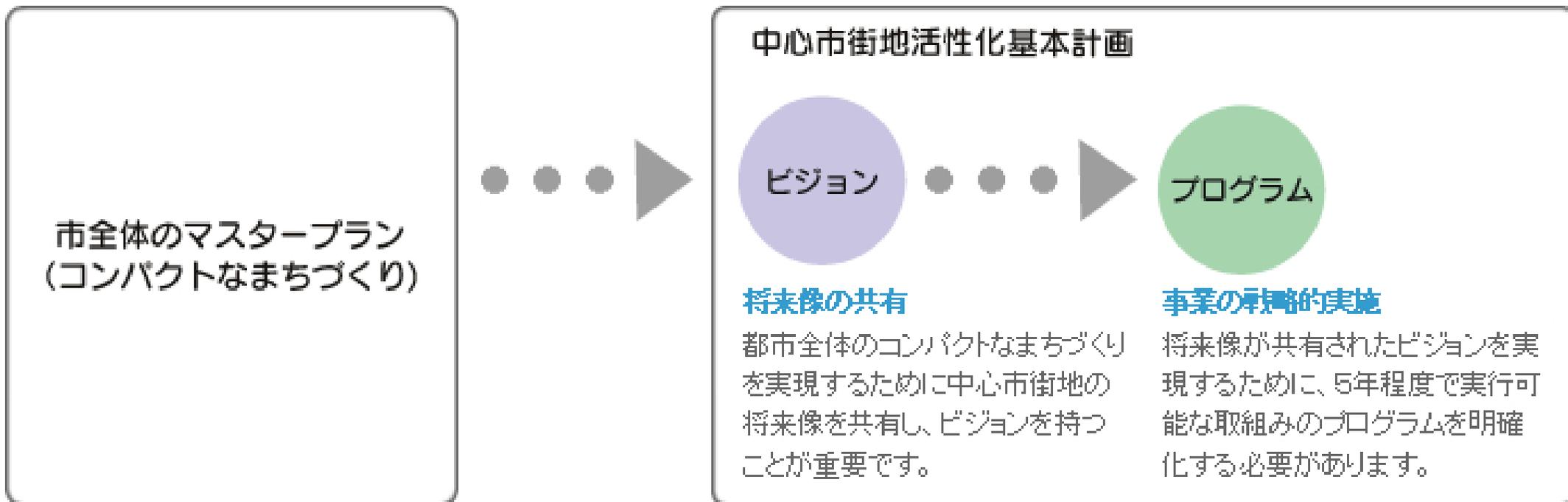
## コンパクトなまちづくり

- 郊外化の歯止め  
都市機能の拡散に歯止めをかける必要。  
⇒ 都市機能の無秩序な拡散防止(都市計画法による制限)
- 生活拠点の再生  
都市機能が集積した、アクセスしやすい「生活拠点」を作る必要。  
⇒ 中心市街地への都市機能の集約(中心市街地活性化法による支援)



# 中心市街地活性化に取り組む姿勢

- 中心市街地の活性化は、単に商店街を活性化することではなく、都市全体の「コンパクトなまちづくり」を進めるマスタープランのもと、居住、公益施設、交通など5つの要素を中心に、生活拠点として総合的に中心市街地のまちづくりを進めること。
- そのためには、「ビジョン」によって将来像を共有し、「プログラム」によって戦略的に取り組むことが必要。



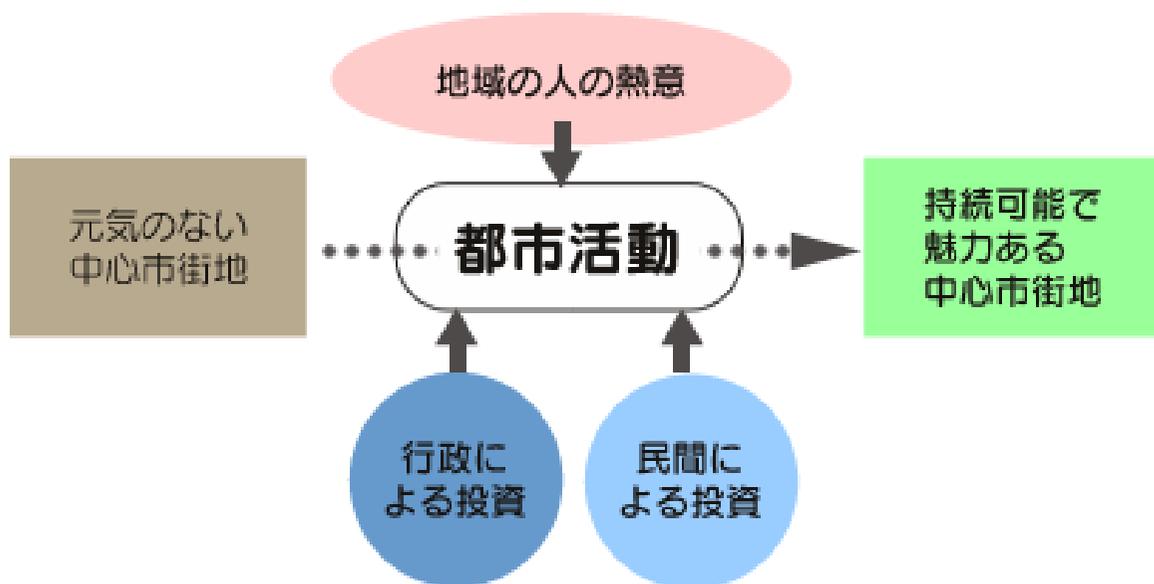
# 中心市街地のまちづくり

○ 中心市街地を持続可能なまちとするためには、継続して投資が行われることが必要であり、中心市街地が投資に値する魅力ある空間であり続けるためには、5つの視点をもってソフト・ハードの両面から取り組むことが重要。

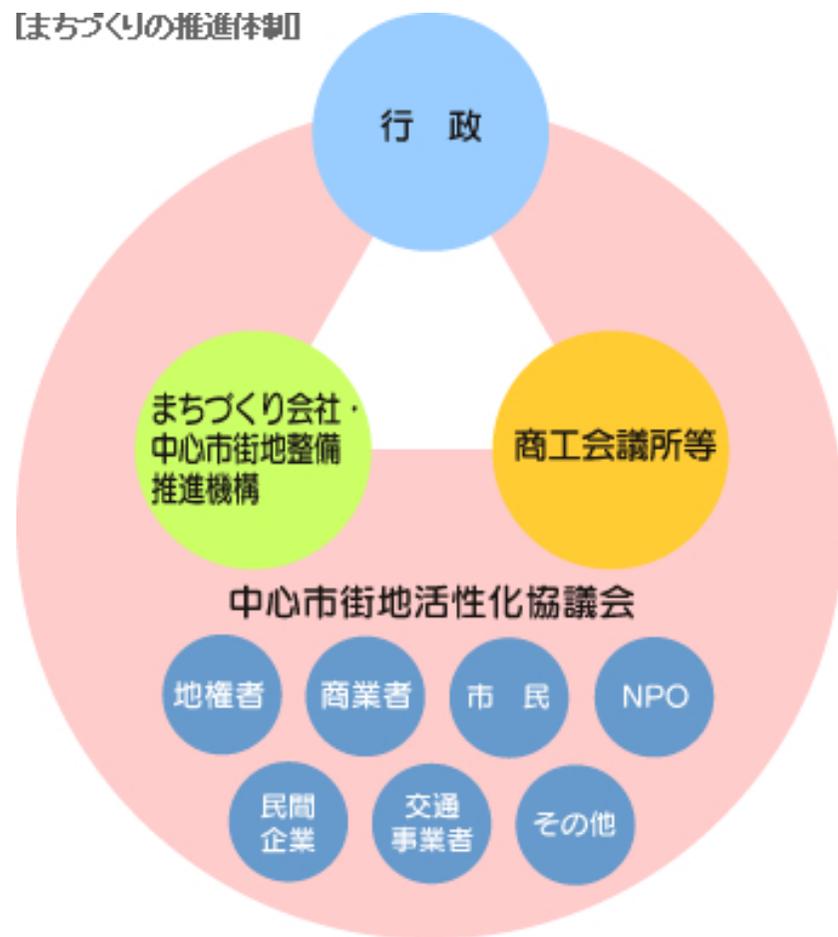
## 中心市街地活性化の5つの要素



## 投資による中心市街地の再生



## 【まちづくりの推進体制】



# 中心市街地活性化制度の概要

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

内閣官房

## 基本方針

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:全閣僚)が案を作成し、閣議決定

地域ぐるみの取組

内閣府

内閣総理大臣による認定制度

内閣総理大臣

協議

同意

関係行政機関の長

認定申請

認定

国土交通省、経済産業省、総務省等

## 認定基本計画への重点的な支援

市街地の整備改善

・都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)\* (交付率・提案事業枠の拡大)

都市福利施設の整備

・暮らし・にぎわい再生事業\*  
・中心市街地共同住宅供給事業\*

まちなか居住の推進

・街なか居住再生ファンド

商業の活性化等

・中心市街地再興戦略補助金  
・中心市街地活性化ソフト事業

\*社会資本整備総合交付金を活用して支援

中心市街地活性化  
基本計画  
<市町村が作成>

- 基本的な方針
- 位置及び区域
- 目標(定量的な数値目標)
- 計画期間(概ね5年以内)
- 中心市街地活性化のための事業
- フォローアップ
- 推進体制 等

認定中心市街地活性化  
基本計画

基本計画  
への意見

認定計画  
の実施等  
について  
意見

(例) 中心市街地活性化協議会  
(まちづくり会社・商工会議所・市町村・民間事業者・地域住民等)

【認定を受けた市及び認定計画数：119市(155計画)】 (平成26年6月現在)

北海道	帯広市※、砂川市、滝川市、小樽市、岩見沢市、富良野市、稚内市、北見市、旭川市、函館市
青森県	青森市※、三沢市、弘前市、八戸市※、十和田市
岩手県	久慈市※、盛岡市※、遠野市
宮城県	石巻市
秋田県	秋田市、大仙市
山形県	鶴岡市、山形市、酒田市、上山市
福島県	白河市※、福島市、須賀川市
新潟県	新潟市、長岡市※、上越市(高田)、十日町市
茨城県	石岡市、土浦市
栃木県	大田原市、日光市
群馬県	高崎市※
埼玉県	川越市
千葉県	千葉市、柏市※
東京都	—
神奈川県	小田原市
山梨県	甲府市
富山県	富山市※、高岡市※
石川県	金沢市※
福井県	福井市※、越前市、大野市※、敦賀市
長野県	長野市※、飯田市※、塩尻市、上田市
岐阜県	岐阜市※、中津川市、大垣市
静岡県	浜松市、藤枝市※、静岡市(静岡・清水)、掛川市、沼津市
愛知県	豊田市※、名古屋市、豊橋市※、東海市、安城市
三重県	伊賀市

滋賀県	大津市※、守山市、長浜市※、草津市
京都府	福知山市
大阪府	高槻市
兵庫県	宝塚市、神戸市(新長田)、尼崎市、伊丹市、丹波市、姫路市、川西市、明石市
奈良県	奈良市
和歌山県	和歌山市、田辺市
鳥取県	鳥取市※、米子市
島根県	松江市※
岡山県	倉敷市、玉野市、津山市
広島県	府中市※
山口県	山口市※、下関市、周南市
香川県	高松市※
徳島県	—
愛媛県	西条市、松山市
高知県	四万十市、高知市
福岡県	久留米市※、北九州市(小倉・黒崎)、直方市、飯塚市
佐賀県	小城市、唐津市
長崎県	諫早市※、大村市
熊本県	熊本市(熊本)※、八代市、山鹿市、熊本市(植木)
大分県	豊後高田市※、大分市※、別府市、佐伯市
宮崎県	宮崎市、日向市、日南市
鹿児島県	鹿児島市※
沖縄県	沖縄市

※印は2期計画の認定を受けた市  
下線は計画期間終了の市

# 最終フォローアップ(平成23～24年度)の概要

## 1. 対象市等

(1) 44市44計画がフォローアップを実施。

※平成23年度末及び平成24年度末をもって、計画期間が満了。

(2) 計145目標(1計画当たり平均3.3目標)の取組状況を、各市が自己評価。

## 2. 目標の分類

	通行量	居住人口等	施設入込数等	販売額等	空き店舗等	公共交通機関利用	その他	計
平成23年度	14	10	8	5	3	4	6	50
平成24年度	31	17	17	14	8	2	6	95

## 3. 事業の進捗度と目標達成見通し

	取組進捗は概ね予定どおり	取組進捗は遅延等
目標達成	<b>A 37指標(26%)</b>	<b><u>a</u> 5指標(3%)</b>
目標は未達だが、計画当初より改善	<b>B 27指標(19%)</b>	<b><u>b</u> 14指標(10%)</b>
計画当初より悪化	<b>C 41指標(28%)</b>	<b><u>c</u> 21指標(14%)</b>

# 先進的な取組に関する事例

## 【事例1:富山市】

### 公共交通を軸とした活性化

- 富山ライトレール  
H18年4月開業。
- 路面電車の環状線化(H21年度)により利便性が向上。  
市街地再開発が誘発され、駅周辺が活性化。



富山ライトレール(セントラム)

- コミュニティバスが中心市街地を巡回。
- おでかけ定期券事業(高齢者の中心市街地へのおでかけが、公共共通を利用すると、富山市内どこからでも1回100円)。
- H26年度の北陸新幹線開業に合わせ、富山駅を中心に大規模な交通網整備等を実施予定。

## 【事例2:豊後高田市(大分県)】

### 古い街並みを活かした観光を軸とした活性化

- 昭和の町  
商店街の店舗の外観を「昭和30年代」をテーマにした街並みに改修し、「昭和の町」の景観を整備。
- 未活用の昭和時代の建築物を改修し、観光拠点施設として活用。市民寄贈の物品を展示。



昭和の町



観光拠点施設とボンネットバス

- 昭和にちなんだ「昭和遊び体験イベント」「史跡・お寺めぐりスタンプラリー」等を開催。
- ボンネットバス「昭和ロマン号」が市内周遊観光を実施。

# 歩行者通行量の増加に関する事例

市町村名	稚内市(北海道)【平成21年6月30日認定】				
計画期間	平成21年6月 ~ 平成25年3月				
目標指標	歩行者通行量(休日・平日平均)の増加				
主な支援措置	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業、街路事業)等				
基準値	938人/日 (平成19年)	実績値	1,282人/日 (平成24年)	目標値	1,079人/日 (平成24年)

- 稚内駅前にかつての賑わいを取り戻すことを目的として、稚内駅をはじめ映画館や飲食物販店舗、地域交流センターといった集客機能が設備された複合交流施設を整備した。
- 同時に駅前広場、周辺道路を一体的に整備したことにより、歩行環境向上は基より街路灯や遊歩道の配色を駅施設の配色に合わせ、「マチ」から「みなと」までを統一感のある景観を形成した。
- 駅前広場や施設内のアトリウムでは、数多くのイベントが実施されるようになり、市民や観光客が集まる賑わいのある空間として生まれ変わりつつある。



複合交流施設



稚内駅周辺地区

# 居住人口の増加に関する事例

市町村名	宮崎市(宮崎県)【平成19年5月28日認定】				
計画期間	平成19年5月 ~ 平成25年3月				
目標指標	まちなか居住の推進				
主な支援措置	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)等				
基準値	7,575人 (平成17年)	実績値	8,619人 (平成24年)	目標値	8,025人 (平成24年)

- 中心市街地の文化・芸術の推進施設である「みやざきアートセンター」や宮崎駅西口拠点施設である「複合交通センター」の整備を行い、都市機能の充実を図った。
- また、周辺道路の電線類地中化や段差解消、緑化事業などのハード整備により中心市街地の魅力向上が図られたほか、地域優良賃貸住宅制度を活用し、高齢者を対象とした民間賃貸住宅の整備費用の一部助成及び家賃助成も行った。



複合交通センター



地域優良賃貸住宅

# 商品販売額の増加に関する事例

市町村名	久慈市(岩手県)【平成19年5月28日認定】				
計画期間	平成19年5月 ~ 平成25年3月				
目標指標	商品販売額の増加				
主な支援措置	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金				
基準値	4,460百万円 (平成15年)	実績値	5,112百万円 (平成24年)	目標値	4,800百万円 (平成24年)

- 平成20年4月に「やませ土風館（観光交流センターと物産館からなる複合施設）」がオープンし、観光客だけではなく食品や日用品を求める市民によっても賑わっている。平成23年3月に発生した東日本大震災によって全体的に観光入込が落ち込んだが、最近はNHK連続テレビ小説の舞台になる等、徐々に回復の兆しが見られる。
- 拠点である「やませ土風館」の賑わいが、「成功店モデル創出・波及事業」をはじめとするソフト面での取組みによって周辺の商店街へも波及したことにより、中心市街地における商業の活性化につながったと考えられる。



やませ土風館



やませ土風館周辺では定期的に市（いち）を開催

# 都市福利施設利用者数の増加に関する事例

市町村名	大野市(福井県)【平成20年7月9日認定】				
計画期間	平成20年7月 ~ 平成25年3月				
目標指標	関連施設年間入込み客数の増加(中心市街地主要5施設)				
主な支援措置	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)				
基準値	80,234人 (平成19年)	実績値	133,031人 (平成24年)	目標値	100,000人 (平成24年)

- 第1期計画において、観光客等の来訪者が立ち寄り、集う場所として「越前おおの結ステーション」や「城下町東広場」等の観光拠点の整備を行った。
- 平成22年には、越前大野城築城430年祭を開催し、144,069人の入り込み客数があり、越前大野城ライトアップ事業、平成大野屋事業、まちなか遠足誘致促進事業等の継続した取組により、越前大野城築城430年祭終了後の平成23年も平成大野屋では入込客数が約2倍(H19年比)、越前大野城では約1.6倍(H19年比)となるなど、イベントの効果が一過性で終わらず、街中に賑わいをもたらしているの活性化につながったと考えられる。



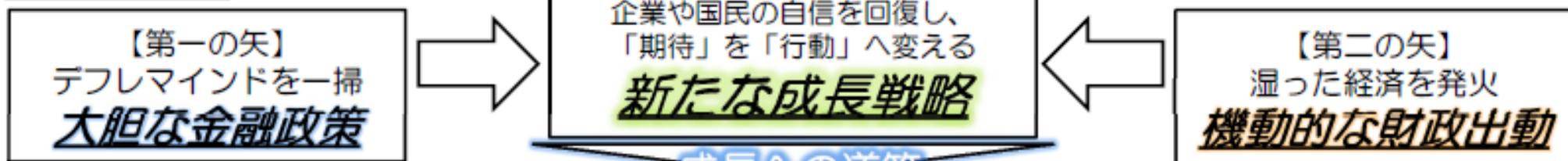
越前大野城築城430年祭



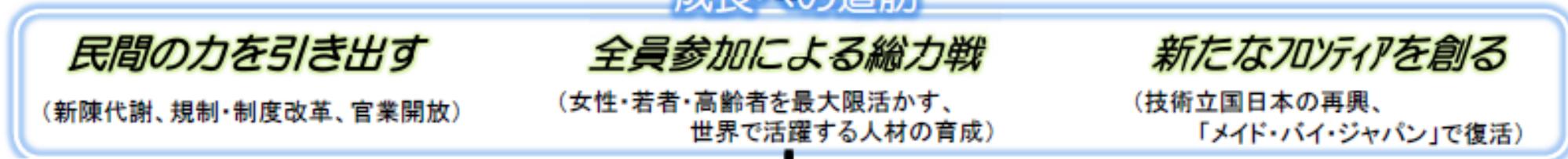
まちなか遠足誘致促進事業

# 日本再興戦略 -JAPAN is BACK- (平成25年6月14日閣議決定)

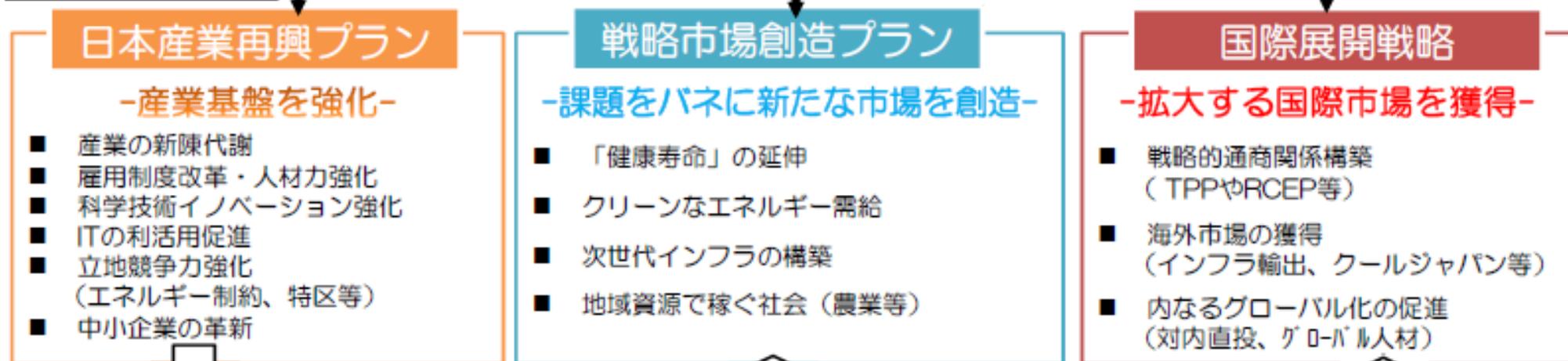
## 3つの政策



成長への道筋



## 3つのプラン



活力 ・ 人材 / 新製品 ・ 新サービス

異次元のスピードによる政策実行/国家戦略特区を突破口とする改革加速/進化する成長戦略  
 <<政策群毎にKPI(達成目標)を設定して進捗管理。成果が出ない場合は、政策を見直し・追加>>

激んでいたヒト、モノ、カネを一気に動かし、10年間の平均で名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を実現。  
 その下で、10年後には1人当たり名目国民総所得が150万円以上拡大。

# 中心市街地活性化の位置づけ

## ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)

- ・「地方都市においても、街なかへの集約化による都市構造の再構築を行い、人口が減少する中でも住宅・医療・福祉等の機能を街なかに誘導し、都市の活力の維持・向上を図る。」
- ・「コンパクトシティの実現」に向け、「民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。」

## ○中心市街地の活性化の実現に向けて(中間とりまとめ)(抜粋)

平成25年6月6日 自民党 地域再生戦略調査会 中心市街地活性化に関する小委員会

- ・全国のまち、中心市街地は危機に瀕している。地方都市、地域経済の状況を見ると、もはや立ち止まっている余裕はない。今が地方のまちづくりの最後のチャンス。
- ・生まれ育った故郷の一部として人々が自慢できる楽しいまちとなるような生活環境を整えるとともに、新たな起業や旺盛な民間投資がなされ地域経済の成長のけん引力となるような事業環境を形成しなければならない。

## ○中心市街地再活性化に関する提言

平成25年5月31日 公明党 中心市街地再活性化PT 中心市街地再活性化に関する提言

- ・中心市街地はまちの「顔」であり、その活性化を目指すことは、地域経済の自立を促す第一歩であるとともに、人口減少・高齢化に適合したまちを作り上げることは、持続的な経済成長に不可欠な視点。

## ○総理施政方針演説(平成26年1月24日)(抜粋)

中心市街地に生活機能を集約し、併せて地方の公共交通を再生することにより、まち全体の活性化につなげてまいります。

# 中心市街地活性化に向けた制度・運用の方向性【ポイント】

～中心市街地活性化推進委員会報告書～

## I. 現状評価・課題

### 1. 現状評価

- 平成10年の法施行以来、中心市街地の都市機能増進及び経済活力向上を総合的、一体的に推進
- 平成18年の法改正では、
  - ①内閣総理大臣による基本計画認定制度の創設
  - ②都市福利施設整備と居住環境向上の施策の追加等を措置
- しかし、法改正後7年が経過した現在、
  - ①目標達成状況は芳しくない※指標達成率29%
  - ②認定市街地の人口シェアは低下
  - ③中心市街地の事業所数、販売額等は減少

### 2. 今後の課題

- 投資が中心市街地に流入せず、商業・都市施設等の新陳代謝が進まず民間事業活動は停滞
- 計画策定市町村は減少  
※平成18年改正前606市町村→改正後117市町村
- 実態に即した更なる取組が必要
- 実施体制が脆弱

## II. 基本的な方向性

### 1. 目指すべき方向

#### ①中心市街地活性化の意義

- 地方都市全体の活力向上の取組の一環として、当該市町村全体やその周辺地域を含めた「まち」全体の活性化を考えること
- 都市政策、産業政策等を総合的、一体的に推進

#### ②中心市街地活性化の基本理念の共有

- 地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点
- 目指すべき中心市街地の在り方(基本理念)を地域関係者で共有

### 2. 地方自治体の役割 ～期待されるイニシアティブ～

- 理念等の共有や各取組を総括、コーディネートし、イニシアティブを発揮していくべきは市町村
- 地域の特色を活かしたビジョンを策定し事業を計画的、着実に実施

### 3. 民間事業者等の役割 ～理念等への協力～

- 事業者は理念等に配慮して事業活動を行うことや地方自治体や国の施策の実施に必要な協力を行うことを期待

### 4. 国の役割 ～府省連携等～

- 中心市街地活性化、ひいては地方都市再興のため、中心市街地施策のみでなく、都市構造全体、公共交通等の取組と連携(府省連携)して総合的、一体的に施策を推進

## Ⅲ. 具体的な施策の方向性

### 1. 認定市町村の裾野拡大

- 特に「小さなまち」については、既存のストックがあれば、4事項※の内、特定の事項に新たな事業がなくても積極的かつ柔軟に認定【基本方針改正】

※基本計画の「市街地の整備改善」、「都市福利施設の整備」、「居住環境の向上」、「商業の活性化」の4事項

### 2. 地域実態に即した柔軟な区域設定

- 都市の中に社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点が複数ある場合は、複数の拠点を一体として認定※

#### 【基本方針改正】

※複数の拠点間が公共交通ネットワーク等で密接に繋がっていること等が前提

### 3. 広域的な調整

- 都道府県は、市町村の求めに応じて、条例等の活用により積極的に広域的な調整を行うことが望ましい

#### 【基本方針改正】

### 4. 波及効果が大きい事業への重点支援

- 地元住民等の強いコミットメントがあり、周辺地域の経済活力をも向上させる波及効果が大きい事業を国が認定し、集中的に支援【法改正、予算・税制措置】

### 5. 実施体制の強化

#### ①中心市街地活性化協議会の機能強化

- 市町村は中心市街地活性化協議会による、基本計画作成及び見直しの意見を尊重【基本方針改正】

#### ②まちづくり会社等の強化

##### i) 事業性確保

- まちづくり会社等が行う商業の活性化に資する事業を国が認定し、当該事業を行う者の信用度を増し、事業実施に伴う地権者等との交渉や資金調達等を円滑に進められる環境を整備【法改正等】

##### ii) まちづくり人材確保

- まちづくり特有のスキルの習得を図る研修を実施し、まちづくり人材を育成するとともに、人材の掘り起こしを行い、人材市場を整備し、地域とのマッチングを図る【予算措置】

#### ③住民参加

- 住民の主体的な取組等を引き出す「コミュニティ・デザイナー」といった外部人材の育成等を支援【予算措置】

### 6. 計画目標、評価指標、フォローアップ(PDCA)の運用改善

- 地域の実情に即した独自の評価指標を自ら考え、設定
- 通行量等基礎データについては毎年把握し評価
- 認定基本計画は原則毎年フォローアップし、協議会機能を活用しPDCAを徹底【基本方針改正】

### ※都市構造全体・公共交通等の取組との連携

- 都市機能の計画的な配置、人口密度の維持と、それに併せた公共交通の充実等の取組を推進【関係法改正】

# 中心市街地のみならず、周辺地域を巻き込んだ地方都市の再興

## 旧中活法 (平成10年～平成18年)

半径:約700m  
人口:約7400人



商業を軸とした中心市街地活性化を支援。

- 商業の活性化だけでは中心市街地の立て直しは困難。

## 現行の中活法 (平成18年～現在)

半径:約700m  
人口:約7400人



商業と市街地整備に加え、都市福利施設、まちなか居住も一体とした中心市街地活性化を要件に。

- 中心市街地の活性化には周辺地域の人口や交通インフラの維持が必要。

## 今後の方向性

半径:5～10km  
人口:数万から  
数十万人



周辺地域への集住促進や交通インフラの再編との連携を強化。

- ・周辺地域への集住及び交通インフラの再編により、当該地域における事業の採算性が高まり民間投資を喚起。
- ・高度な商業機能の整備により、都市の活力を維持・向上。

# 地方都市再興に向けた政府の取り組み

## 都市の再生

都市再生特別措置法を改正

- 民間投資やそれへの支援を効果的にするための土俵づくり  
(多極ネットワーク型コンパクトシティ化)
- 都市全体の観点から見た**生活機能**や**居住機能**等の立地施策

## 連携

## 中心市街地活性化施策の強化

中心市街地活性化法を改正

- 民間投資の喚起による**地域経済活力**の向上
- 市町村の裾野拡大
- 周辺地域に波及効果がある中心市街地の民間プロジェクトの重点支援 等

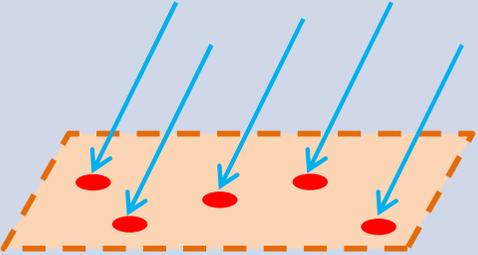
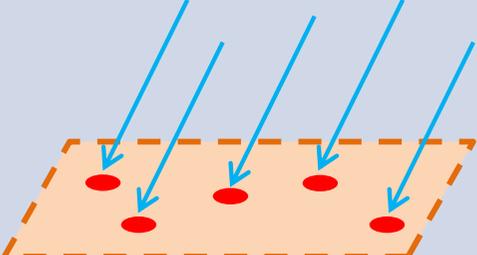
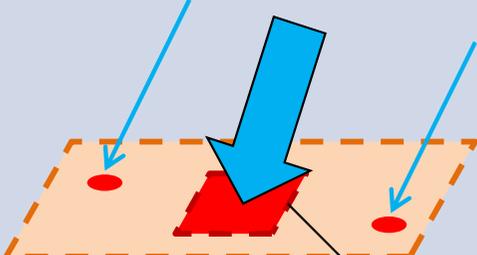
## 地域公共交通の充実

地域公共交通活性化・再生法を改正

- 交通政策基本法を踏まえた**地域公共交通**の目指すべき方向性の明確化
- まちづくり等の地域戦略と一体となった総合的な地域公共交通のネットワークの形成
- 地域公共交通ネットワークの再編の実効性を確保する仕組みづくり

改正都市再生特別措置法、改正中心市街地活性化法、改正地域公共交通活性化・再生法において、それぞれの法律における計画の相互の適合・調和を図る。

# プロジェクト絞り込みと、施策の総動員による民間投資の喚起

旧中活法 (平成10年～平成18年)	現行の中活法 (平成18年～現在)	今後の方向性
<p>まちづくり会社や三セクを念頭に置いた商業活性化プロジェクトを支援。</p>	<p>純民間プロジェクトも巻き込んだ中心市街地活性化プロジェクトを支援。</p>	<p>民間プロジェクト・区域を絞り込んで、支援施策を重点拡充し、民間投資を強力に喚起。</p>
 <p>認定中心市街地の区域: 百～数百ha程度</p>	 <p>認定中心市街地の区域: 百～数百ha程度</p>	 <p>重点民間プロジェクトの実施区域: ～数ha程度</p>
<p>➤ 第三セクター・地方公共団体向けに補助金を交付。</p> <p>● まちづくり会社や第三セクターの経営難・行き詰まり。</p>	<p>➤ 純民間事業者にも補助金を交付。</p> <p>● 仕分けにより純民間プロジェクト支援制度の廃止。</p> <p>● 民間プロジェクトの採算性や成功可能性が低下。</p>	<p>➤ 純民間プロジェクトに対して補助金、規制の特例、税制、融資などの支援策を集中投入し、民間投資を強力に喚起。</p> <p>➤ 空き店舗対策など、地元関係者の強力なコミットを大前提に、周辺地域へ波及効果もたらずプロジェクトに限定した重点支援。</p>

# 中心市街地活性化施策の強化(平成26年7月～)

## 「重点支援」と「裾野拡大」の二階建て

### 【 2階部分: 「重点支援」 】

ターゲットを絞り込み、大胆な集中支援により、民間投資を喚起

### 【 1階部分: 「裾野拡大」 】

コンパクトシティの担い手となる中心市街地の活性化を幅広く支援

- 中心市街地の認定要件緩和
- 中心市街地活性化協議会の機能の明確化
- 中心市街地の商業の活性化を支援するソフト事業の認定制度
- 規制の特例措置の拡充(道路占用の許可の特例等)
- 市町村に対する規制解釈等の回答制度

### 支援対象の絞り込み

- 地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定

### 民間投資を喚起するための思い切った支援

- 民間事業者を直接支援する補助事業の創設
- 設備投資減税等の税制措置
- 中小企業基盤整備機構による市町村を通じた無利子融資
- 地元が望む大型店舗の立地手続の簡素化

### 関係各省との連携

- 都市のコンパクト化、地域公共交通の再編との連携
- 地域活性化プラットフォームの創設(政府全体での一体的な支援)

## 1. 背景

- (1) 少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からない状況。
- (2) このような状況の中、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図ることが有効。

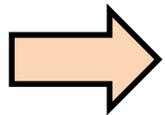
## 2. 改正法の概要

- (1) 中心市街地の活性化を進めるため、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業を認定する制度、オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例、それぞれの中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度等を創設する。
- (2) 中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指して行う事業を認定し、重点支援することで民間投資を喚起する制度を新たに創設する。

# 基本方針の変更(案)

## 内閣総理大臣の基本計画認定の要件緩和

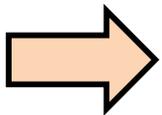
5事項(市街地の整備改善、都市福利施設の整備、まちなか居住の推進、経済活力の向上、公共交通機関の利便性の向上)について、すべて基本計画に記載されている必要があるが、地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、それぞれ新たな事業等を記載する必要がない旨を基本方針に明記する。



中心市街地の活性化に取り組む市町村の裾野を拡大

## 中心市街地活性化協議会の機能の明確化

中心市街地活性化協議会(商工会議所、まちづくり会社等で構成)の機能として、基本計画の案の作成に向けた協議を自ら積極的に行うことや、市町村に対して参加を要請し、基本計画の案や認定基本計画の見直しの提案を行うための協議を積極的に行う等の意欲的な取組が期待されること、また、市町村は協議会からの意見を尊重することが重要である旨を基本方針に明記する。

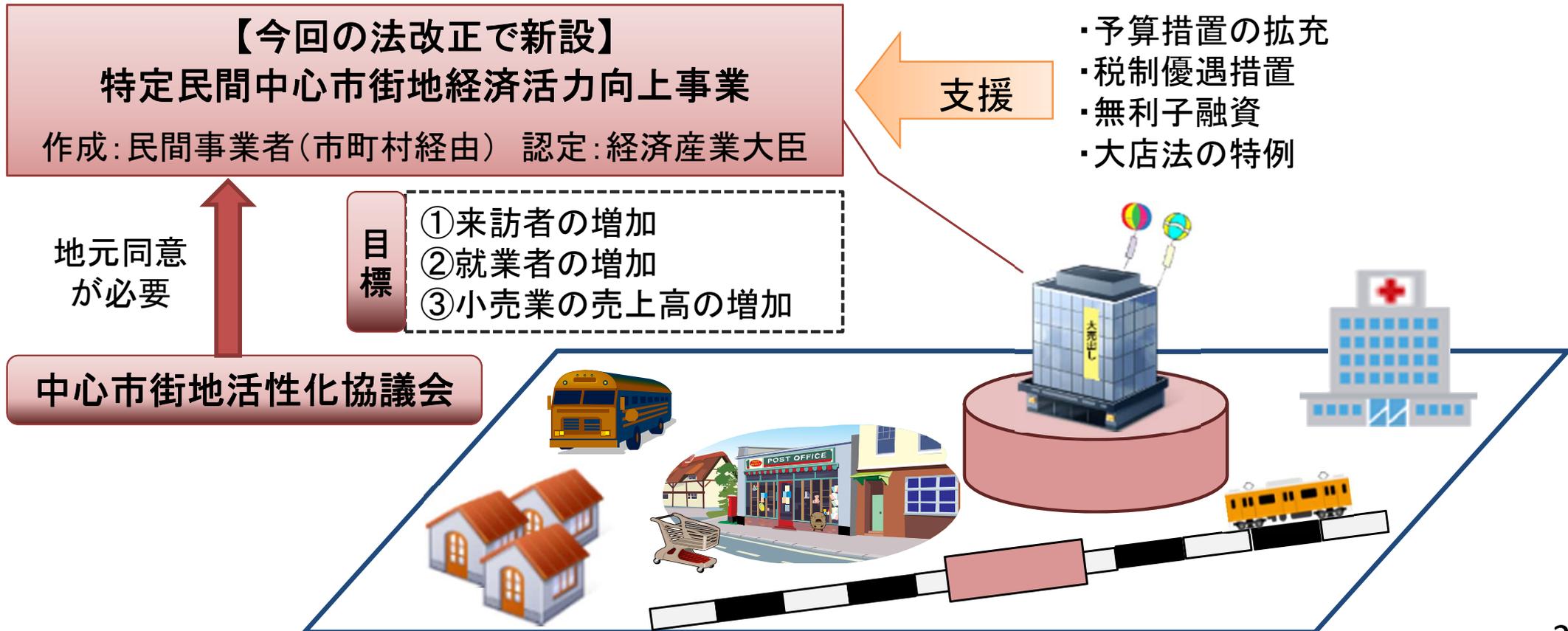


より地元の意見を反映した計画の策定が可能に

※基本方針は法改正後に閣議決定予定(平成26年7月下旬頃)

# 重点支援(民間投資を喚起する新たな制度の創設)

- (1) 中心市街地における経済活力の向上を図るため、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定する制度を新たに創設する。
- (2) 当該認定事業計画に対する特例措置として、①予算措置の拡充、②税制優遇措置(建物等の取得に対する割増償却制度等)の創設、③中小企業基盤整備機構による市町村を通じた無利子融資、④地元が望む大規模小売店舗の立地手続きの簡素化等の措置を講じる。



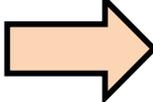
# 特定民間中心市街地経済活力向上事業

## 民間投資を喚起する重点事業を認定する制度の創設(法律)

下記の要件を満たす事業を、経済産業大臣が「特定民間中心市街地経済活力向上事業」として認定。認定事業については、法律上の特例措置のほか、予算・税制上の措置も講じることで重点支援。

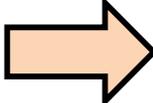
【要件】(具体的な要件は基本方針に記載)

- ①当該中心市街地の来訪者等を増加させるなど、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果があること
- ②地元住民等の強いコミットメントがあること
- ③当該市町村に立地適正化計画がある場合は、これに適合していること

 事業を絞り込んだ重点支援により、民間投資を喚起

## 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特例措置

- ①民間事業者を直接支援する補助事業の創設
- ②建物等の取得に対する割増償却や土地・建物の取得時に係る登録免許税の軽減措置を創設
- ③中小企業基盤整備機構による市町村を通じた無利子融資を実施(法律)
- ④施設整備者及び店子に対する低利融資の実施
- ⑤地元が望む場合に中心市街地における大規模小売店舗の立地手続の簡素化(法律)
- ⑥中小企業信用保険法に基づく債務限度額の拡大や、中小企業基盤整備機構が行う債務保証業務の拡大(法律)

 予算・税・法律上の特例等の措置により、思い切った支援を実施

# 裾野拡大(中心市街地活性化を図る新たな措置)

- (1) 小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業(イベント・研修等)を認定する制度を新たに創設し、資金調達を円滑化する等の支援を行う。
- (2) 道路占用の許可の特例措置、中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度といった規制の特例等の措置を講じる。

## 【今回の法改正で新設】 民間中心市街地商業活性化事業

作成:民間事業者(市町村経由) 認定:経済産業大臣

小売事業者を支援するソフト事業

## 【従来のスキームを拡充】 中心市街地活性化基本計画

作成:市町村 認定:内閣総理大臣

支援

・規制の特例

## 1. 道路占用の許可の特例

道路に一定の物件や施設などを設置する場合には、道路管理者の許可が必要とされており、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない占用であることが許可基準の1つになっているが、中心市街地におけるオープンカフェ等の設置に際して、この基準を撤廃。



## 2. 通訳案内士法の特例

報酬を得て、通訳案内(外国語を用いて行う旅行に関する案内)を行う場合には、通訳案内士の資格(外国語、地理歴史等の試験 合格率15%前後)を取得することが必要だが、市町村が行う研修を修了すれば、特例通訳案内士として、当該市町村の中心市街地において通訳案内を行うことを可能とする。

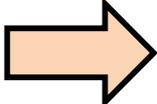


# 民間中心市街地商業活性化事業及び規制の特例

## 中心市街地の商業活性化を支援するソフト事業を認定する制度の創設(法律)

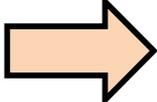
いわゆる「まちづくり会社」などが行う、顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業を、経済産業大臣が「民間中心市街地商業活性化事業」として認定。「まちづくり会社」の事業を法的に位置づけた上で、以下の支援措置を創設。

- ① 中小企業基盤整備機構による情報提供等の協力業務の創設
- ② 中小企業投資育成株式会社による出資について、出資先の資本金上限を3億円超に引き上げ

 民間の活力が十分に発揮されるための環境整備を図る

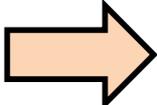
## 道路占用の許可の特例(法律)

オープンカフェ等の設置に際して、道路占用に関する無余地要件を撤廃する特例を創設する。

 市町村ごとの多様な実情に合わせて柔軟な活性化施策を支援

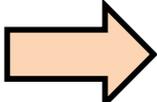
## 通訳案内士法の特例(法律)

外国人観光客を呼び込むための中心市街地版の特例通訳ガイド制度を創設する。

 通訳案内業務人材を確保し、外国人観光客を呼び込む取組を支援

## 市町村に対する規制解釈等の回答制度(法律)

基本計画を作成しようとする市町村の規制の解釈に関する疑問等に対し国が回答する制度を創設するなど、基本計画の作成に関し必要な情報提供その他の援助を行う。

 市町村の疑問を解消し、大胆な取組を促す

## まとめ

何事も、達成するまでは、不可能に思えるものである。

「不可能だ」と諦める心を打ち捨て、わずかでも「可能性」を信じて、行動を起こす。一人ひとりが、自信をもって、それぞれの持ち場で頑張ることが、地域を変える大きな力になる。

人口減少が進む中においても、元気な地域を創る。

中心市街地に生活機能を集約し、併せて地域の公共交通を再生することにより、まち全体の活性化につなげていく。

地域には、特色ある産品や伝統、観光資源などの「地域資源」があり、そこに成長の「可能性」がある。観光立国は、地域にとって絶好のチャンスであり、活気に満ち溢れる地域を創り上げることが可能である。

地域に眠る、ありとあらゆる「可能性」を開花させることが、政府が取組む新たな地域活性化政策であり、その一つが新たな中心市街地活性化政策である。

ご清聴ありがとうございました

